

許さないぞ!

いじめ

～いじめ問題を通じて、子どもたちに育みたいこと～



かけがえのない子どものために
～人権意識を高めよう～



和泉市教育委員会

いじめの基本的な認識 「どの子どもにも、どの学校において も起こり得る」

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ③ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であるとの認識を持つこと
- ④ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となつて取り組むこと

いじめとは

当該児童生徒が

- ①一定の人間関係のある者から
 - ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより
 - ③神的な苦痛を感じているもの
- なお、起きた場合は学校の内外を問わない

いじめの構造

- 被害者・・・いじめられている子
□ 加害者・・・いじめている子
□ 観衆・・・いじめをはやし立て面白がっている子（いじめを強化する存在）
□ 傍観者・・・見て見ぬふりをしている子（いじめを支持する存在）
(仲介者)・・・被害者と加害者の間を取り持つ存在

いじめの背景

子どもの心理

- ①ストレスが身体症状、行動面に現れやすい
- ②自己価値観に敏感である
- ③自尊心の傷つきを暴力、いじめで癒す

家庭における要因

- ①基本的な生活習慣や生活態度が十分身についていない（思いやり、正義感、善悪の判断等）
- ②家庭が「安らぎの場」になっていない
- ③親子の間に、心の通い合う場面が少ない
- ④親がしつけに不安を抱いている
- ⑤親が家庭で子どもとふれあう機会が少ない

学校における要因

- ①子どもが教師との関係で愛情に飢えている
- ②一部の子どものみが認められたり、評価されたりする 単一の尺度で評価する
- ③してよいこと、よくないことの明確でない
- ④締めつけがきつすぎ、窮屈な雰囲気である
- ⑤競争関係が激しすぎる
- ⑥授業がわかりにくかったり、進度が早すぎたりする

社会全体における要因

- ①「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である
- ②異質なものを排除しようとする傾向が広く見られる
- ③社会全体に人間関係が希薄化してきている
- ④大人の自己中心的でモラルを欠いた言動が子どもたちに影響を与えている

地域社会における要因

- ①地域全体で子どもを育てるという意識が低下している
- ②ゲーム等による遊びの孤立化・自閉化により、社会性が育ちにくい

いじめの態様

心理的な攻撃

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる 仲間はずれや集団による無視をされる イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる などの心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるもの

物理的な攻撃

ぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする等の身体的攻撃 その他、金品をたかられる 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること等

「ネット上のいじめ」の特徴

- ① 不特定多数の者から絶え間ない誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる
 - ② ネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷が書き込めるため、子どもが簡単に被害者にも加害者になる
 - ③ ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい また、流出した個人情報は回収困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある
 - ④ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話の利用状況や利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態把握が難しい
- ※ネット上のいじめについて
- ・削除要請 ・掲示板などへの誹謗中傷の書き込みについては、削除を要請することができます
 - ・削除要請は、本人または家族が原則
 - ・学校として、支え、寄り添うこと

【対応については下記資料を参照】

◆携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 平成21年3月

携帯電話・ネット上で子どもが被害者にも加害者にならないためのメディアリテラシーも含めたプログラム集

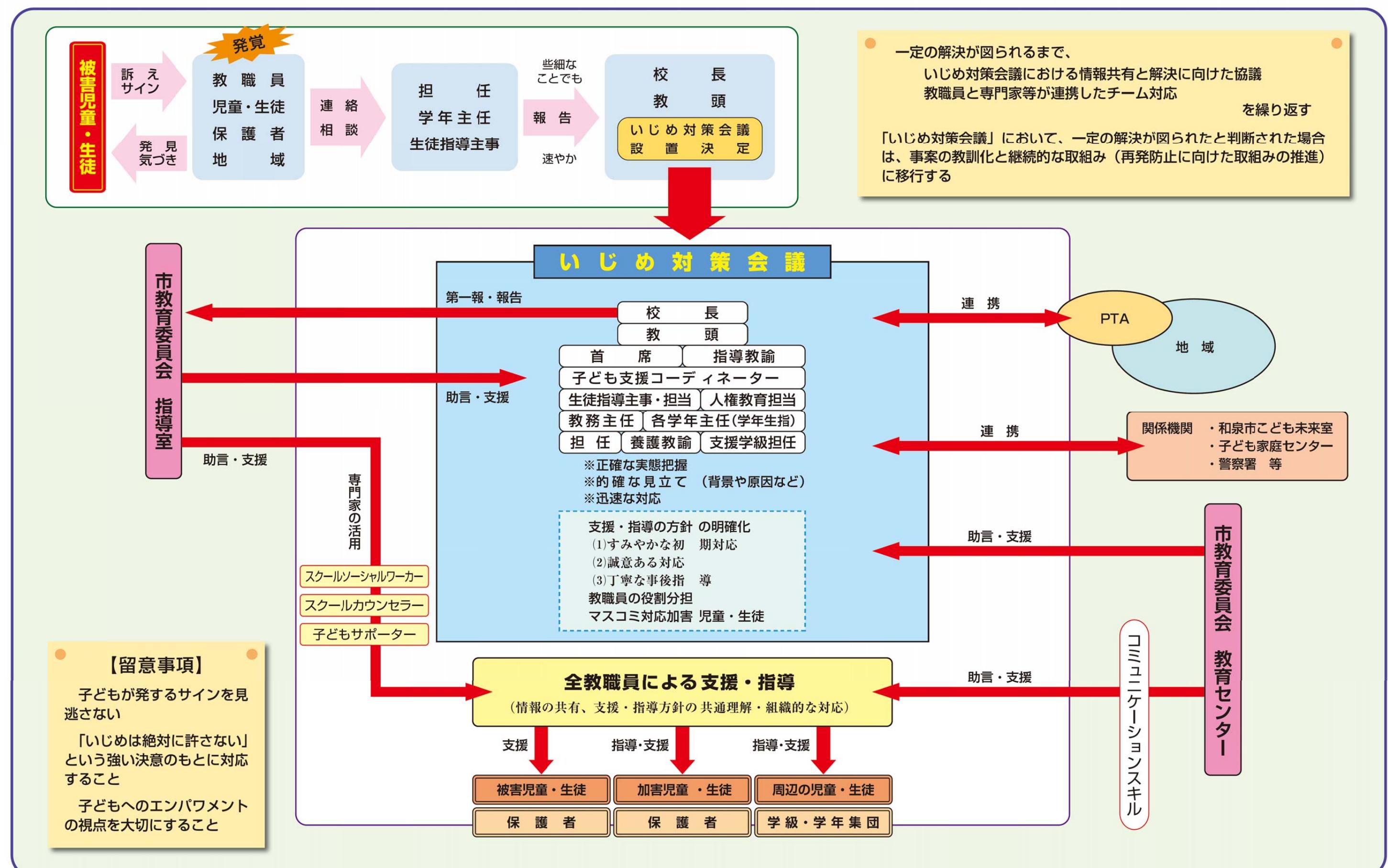
<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016211/keitainettotaisyohouhoupro.pdf>
<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016211/keitainettotaisyohouhoudejitaru.pdf>

◆携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言 平成24年3月

「平成23年度携帯電話の利用についての実態把握調査」を踏まえ今後の取組みの方向性を示した資料

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016195/teigenn2.pdf>

いじめ対応図



いじめの未然防止のために

『深刻ないじめは、どの子どもにも起こりうる』

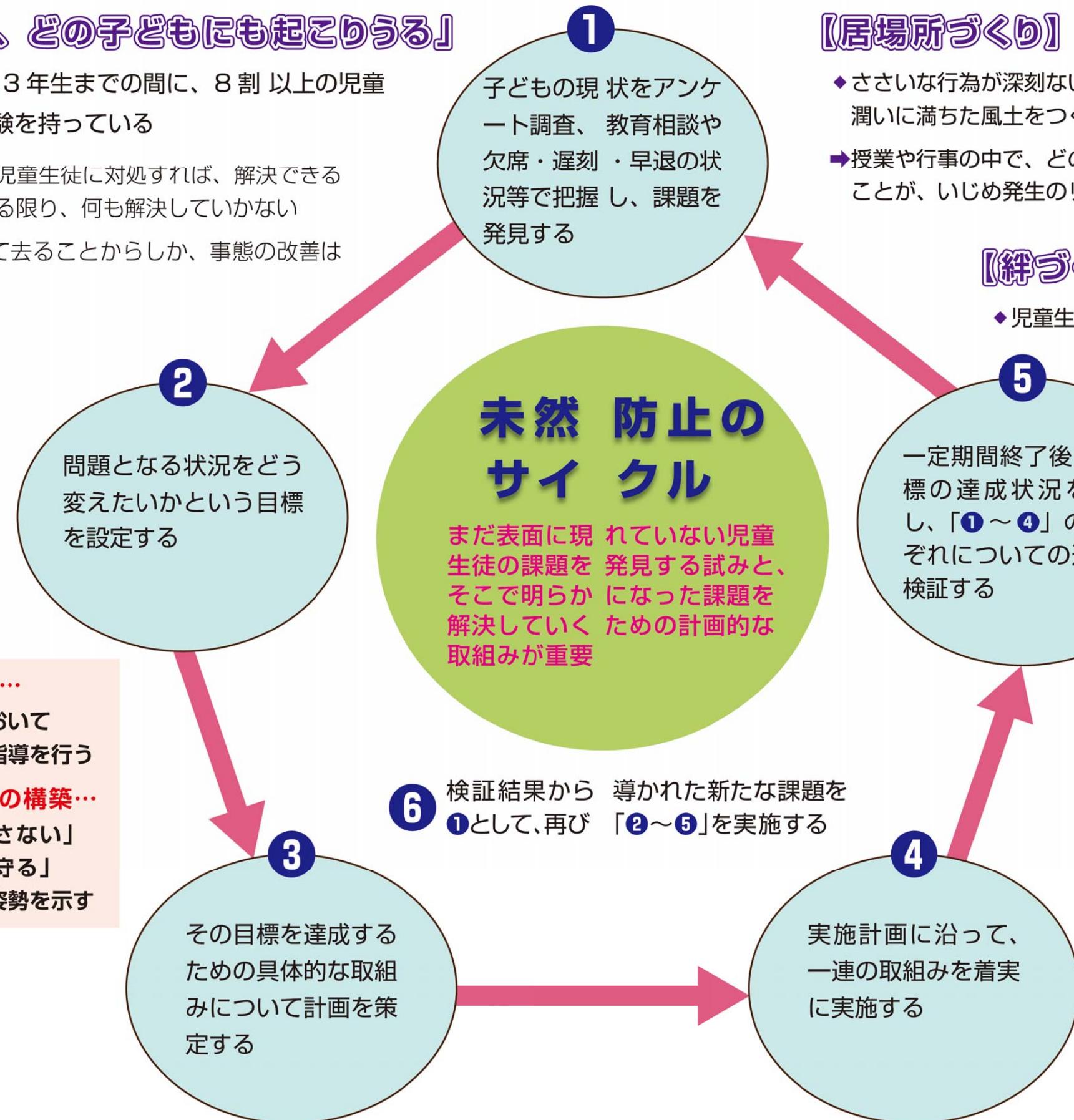
小学校4年生から中学校3年生までの間に、8割以上の児童生徒が被害経験や加害経験を持っている

※一部の「問題を抱えた」児童生徒に対処すれば、解決できるかのようなイメージでいる限り、何も解決していかない

※「犯人探し」の発想を捨て去ることからしか、事態の改善は図れない



- ◆ 子どもへの意識啓発…
すべての教育活動において
人権を尊重した指導を行う
- ◆ 子どもとの信頼関係の構築…
「いじめを絶対に許さない」
「必ずあなたたちを守る」
という姿勢を示す



【居場所づくり】でいじめを減らす

◆ ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がってしまわない、潤いに満ちた風土をつくりだす

→授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだすことが、いじめ発生のリスクを抑える

【絆づくり】でいじめを減らす

◆ 児童生徒一人ひとりが「いじめなんてくだらない」と言えるように育つことを促す

→授業や行事の中で、すべての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、よりよく他者と関わる機会の工夫により、子ども同士の「絆づくり」を促す

※「自己有用感」（他者に必要とされている、他者の役に立っているという実感）を高め、ストレスがあっても、いたずらに他者を攻撃することがない子どもに

学校での気になるサイン

子どもの実態把握の方法

- 1 生活状況調査
(いじめアンケート調査)
- 2 個人面談
(カウンセリング期間)
- 3 日常観察
- 4 日記
- 5 心理テスト

子どものサイン

- ・声をかけるとびっくりする
- ・イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりしている
- ・欠席、遅刻、早退が増えた
- ・ケガや傷が多くなった
- ・教職員を避けたり、職員室や保健室の周りをうろうろする
- ・紛失物が多くなったり、持ち物に落書きがある
- ・刃物など危険な物を持つ

集団からのサイン

- ・休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある
- ・学校の行き帰りや休み時間また班や集団行動のとき一人で過ごしている子がいる
- ・学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する
- ・給食時などの子どもたちの会話に、度を過ぎたふざけや、からかうような笑いが頻繁にみられる
- ・ニックネームやあだ名がかたよって使用されている
- ・子どもどうしの会話で、言葉がきつくなってきてている
- ・持ち物などに流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている
- ・まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気が生まれている
- ・授業中にあまり手を上げない子が増えた
- ・学校のルール等を守らない雰囲気ができている
- ・教職員に距離を置く子どもが増えた

情報のキャッチ

教職員の共通理解・協力体制のもと、日頃から情報交換を行う

家庭・地域との連携を密にし、情報交換に努める

教師間の情報交換

- ・日々の情報交換
 - ・職員朝礼での「子どもの行動報告」
 - ・学年会での情報交換・事例研究
 - ・生徒指導部会での情報交換・事例研究
 - ・保健室、相談室からの情報
- ※「いじめ」と「けんか」「ふざけ」を混同しない
「けんか」・・・原因が明確で、勝ち負けが決まり
ば必要以上に攻撃しない
「ふざけ」・・・対等な関係で、役割の交替がある
※「けんか」や「ふざけ」として見逃さない

初期段階

- ・元気なく・イライラしている
- ・挨拶や話をしなくなった
- ・持ち物をよくなくしている
- ・食欲がなくなっている
- ・家族に乱暴な態度をとる
- ・帰ってくると服が汚れている
- ・お金を使っている
- ・友達からの電話に対応が暗い
- ・急に成績が下がる

家庭でのサイン

対応の必要な段階

- ・教科書やノートに自筆でない落書きがある
- ・悪口の書かれた手紙がある
- ・家のお金がなくなっている
- ・身体に不自然な傷やあざがある
- ・友達からよく呼び出され、嫌そうに外出する
- ・買った覚えのない物を持っている
- ・夜、寝れなかったり、よく夜中にうなされる
- ・急に友達が来なくなり、一人ぼっちが多い
- ・学校に行きたがらない
- ・衣服に破れや靴のあとがある
- ・よく持ち物がなくなったり、壊れたりする

地域からの情報

- PTA・地域教育協議会等の組織を活用して、子どもの様子を知らせたり、早期発見のポイントを啓発したりする
- 公園で一人の子を何人かで囲んで言い合ったり、こづいたりしている
- スーパーでジュースやお菓子をおごらせていている
- 登下校中に、一人の子が他の子の荷物を持たされている
- 道ばたや公園などで、一人ぼつんとしている

被害者への対応 一つらい気持ちを理解するー^ー全面的に支援する、そして守り抜くー

基礎的な姿勢 子どもと接するときは、SOUL(魂)で！

- Silence 余計な言葉をはさんだり、促したりせずに待つ
- Observation 話し出すまでの子どもの気持ちを察する
- Understanding 子どもの表情やしぐさから、子どもの気持ちを察する
- Listening その上で、子どもの話したいことを心を込めて聴く

子どもへの対応（具体的な聞き方）

1. 話をうなずきながら聴く

顔を見ながら子どもの訴えを、一言ひとことうなずきながら聴くことは、「きみの言うことをしっかり聴いているよ」というメッセージとなる。余計な言葉をはさまずしっかりと気持ちを聴き取るつもりで応ずる。

2. 本人の訴えた言葉を繰り返す

- ・「あなたの話をこのようにきちんと聴いているよ」ということを子どもに伝える。それが「先生は聴いてくれているんだ」という子どもの安心感を生む。
- ・自分の身に起きていることを客観的に考えてみるきっかけをつくることができる。

3. 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える

- ・教師が事実関係の把握に誤りがないかどうか確かめる
- ・被害者が自分の感情を整理して具体的に考えられるようにする

4. 分からないことを質問する

- ・話していることがよく分からないからといって、子どもの話を遮ってまで聴かない。
- ・「分からないところがあるから質問してもいいですか」とたずねてから聴く。
- ・不明確なところを簡潔に質問し、整理して伝える。

5. 本人が努力していることを支持する

- ・「一生懸命がまんしていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」と、努力を認める言葉をかける。
- ・本人の努力した方向が違っているとしても、否定の言葉を言ってはならない。「そんなことしちゃだめ」「なんでそんなことをするんだ」と否定されると、次への努力のエネルギーを失ってしまう。
- ・否定の言葉よりも「どうしてそうしたの」とか「どんな気持ちだったの」とその気持ちを聞いてみると大事である。

- 確認すること
- ①いつ頃からそんなことが？（最近 長期）どんな時に？
 - ②どんなことから？何かのきっかけで？
 - ③どこで？（教室内、トイレ、学校の通り道など）
 - ④どんな方法で？（暴力 無視など）

秘密を守ることを
保証する

加害者への対応 いじめることを許さないー

基礎的な姿勢

- ・子どもに、いじめは許すことのできない問題であることを厳しく認識させる。
- ・子どもに、差別的なものの見方・偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせる。
- ・子どもに、励まし合い助け合ってよりよい集団をつくろうとする意欲をもたせる。
- ・その子どもとの信頼関係に立ち、その子ども自身の重大な問題の解決を図る。
- ・どの子どもにも、自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識をもつ。

「事実はしっかり認めさせる」→「決して言い逃れさせない」→

→「きちんと謝罪をさせる」→「それ以上罰しない」→「今まで以上にかかわりをもつ」

子どもへの対応

1. 事実を明確にする

- ・何があったか？どんな行動をとったか？
- ・いつ頃から？どんなときに？
- ・どこで？（学級内、トイレ、学校の通り道など）
- ・どんな気持ち？どうむかつくなのか？どんな方法で？
- ・1対1？複数？グループ？

2. 事実に従って指導する

- ・加害者自身を否定しない。

3. いじめを認めたなら、相手の身になってよく考えさせ、反省を求める

4. 「この行動は社会で許されない」「相手は悩み、苦痛を味わっている」ことに気づかせる

5. 意見が対立する時は「もう一度話し合おう」と言って先へ急がない

軽い気持ち・周囲の雰囲気でいじめた場合

↓
たいてい深く反省しているので、基本的には注意と相手への謝罪でよしとする

悪質なものや反省の色がない場合

↓
どこか別の所で被害にあっている可能性
↓
聞き出し、十分に共感してやる
↓
問題の対応を約束するとともに背景をたどる

6. 背景を分析する

【いじめの背景に被虐待状況や保護者の養育力などの課題があると疑われる場合】

過去に保護者等から虐待を受けていたことが、加害行為に影響を与えていたと考えられる場合及び加害の子どもの保護者が、自分の子どもの行為について責任や関心を示さず関わろうとしない場合、学校はスクールソーシャルワーカー（社会福祉士）等の専門家と連携し、和泉市こども未来室（家庭児童相談所）等の福祉機関と連携し、当該の子どもや保護者への指導・助言を行う。また、虐待が現在も継続している状態が判明した場合は、和泉市こども未来室（家庭児童相談所）や子ども家庭センターに通告し、連携した対応を行う。

和泉市児童虐待防止啓発冊子 ~ 子どもを虐待から守るための資料 ~
「気づく 守る 支える」 平成23年3月

保護者への対応

一家庭訪問など直接話を聞く保護者の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応するー

1. 保護者の心情を理解する

- ・保護者の心理 → 怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安
- ・保護者も追い詰められ、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある
- ・子どもの長所を認めながら、親の苦労も十分ねぎらながら対応する

2. 事実だけをきちんと伝える

- ・憶測で話をしない（問題とは直接関係のない日常の様子まで話を広げない）

3. 具体的な助言をする

- ・被害者への謝罪、子どもへの対応など、保護者の意向を聞きながら助言する
- ・保護者の気持ちを十分考えること

4. ともに子どもの立ち直りをめざす姿勢を示す

- （子どものケアや見守る体制など「いつまでに、何を、どうするか」など具体的な対応策を示す）
・加害者が自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する

観衆・傍観者への対応

観衆

（いじめを加勢する存在）

- 一はやしたてる子どもたち
- ・報復が怖い
 - ・仲間はずれにされるのが怖い
 - ・いじめが面白い
 - ・被害者への不快感をもつ

傍観者

（いじめを支持する存在）

一葛藤する子どもたち

- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない
- ・「次は自分がいじめられる」などの葛藤がある

一無関心な子どもたち

- ・人との関わりに無関心で、自分が関心をもつものにしか気が向かない
- ・周りでどんなひどいことが行われても、我関せずで勝手なことをしている

【被害者側】

家庭での対応

1. いじめられている事実が分かった時

- ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守るよ」
- ・「これは解決しないといつまでも続く、一緒に乗り越えよう」
- ・いじめはひどい時は学校を休ませることが必要な場合もある（学校との連絡を密にする）

2. 子どもに送るメッセージ

- ・「あなたは大事な子どもなのです」
- ・「かけがえのない世界に一人の人間なんだよ」
- ・抱きしめたり、手を握りしめたりスキンシップを図るなどして親の愛情を伝える

3. 危険信号に気づく（特に自殺サイン）

- ・死についての発言はないか？
- ・他の子の自殺に同情する発言はないか？
- ・眠れない様子はないか？
- ・死を賛美する言動はないか

【加害者側】

家庭での対応

1. 両親が一緒に叱責しないこと！

2. 事実を聞き出す → まず「どんな行動をしたのか？」

3. 徹底的にいじめを否定する

- ・「これは社会では許されない行動だ、私も許さない」
- ・「相手の子は苦しんでいる」
- ・「お前の気持ちは分かった、もっと話し合おう」

4. きちんと謝罪をする

あらかじめ、被害者とその保護者に意向を確認し、被害者の思いに添った形で行うようにする

5. 今まで以上に子どもとのかかわりを多くもつ

指導内容

①「観衆」や「傍観者」は、いじめを助長したり、抑えたりする重要な存在である

- ・傍観者も加害者という自覚を深める
- ・人間として正しいことを主張する大切さを指導する

②いじめられる側にも問題があるという受け止めは許されない

③相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする

- ・他人に優しくしたり、されたりする経験を増やし、意識させる
- ・思いやりのある行動を取り上げ、広める
- ・日常生活や体験活動を通じて、温かな人間関係を築く

④「かけがえのない命」を大切にする

「いじめは絶対に許さない」「あなたを必ず守る」という教師の姿勢をしっかり伝える

↓
信頼関係を築く

学級活動・道徳

○具体的な事例をもとに指導する

- ・人格を傷つけないよう人権に十分配慮する
- ・いじめられる子どもの心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに気付かせる

学級づくり

○「あいさつを交わそう」「困っている仲間に声をかけよう」など目標を立て、人間関係づくりの土壤を培う

- 友達のよさや自分のよさを見つける活動を進める
- 責任をもって係や当番活動を行っているか定期的に見直しを図る

学校行事

- 励まし合い、協力し合って物事を達成していくことの喜びや充実感を味わわせ、一人ひとりの存在感や集団としての連帯感を育てる

警察と連携した対応

「問題行動において、傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること 事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合には、直ちに警察に通報すること」

犯罪行為と認められる「いじめ行為の態様」

- 傷害
- 暴行
- 強制わいせつ
- 恐喝
- 器物損壊
- 強要
- 窃盗

『警察との情報共有体制の構築』

- ・警察との連絡窓口となる担当教職員を指定する
- ・和泉市少年補導連絡会（学校警察連絡会）において、相談・協議を行う
- ・緊急・重篤な事案への対応については、平成24年度大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル～警察等関係機関との連携～」（いじめ対応プログラムの補助資料）を活用すること

『警察と連携した的確な対応』

- ・警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化を防止すること
- ・事案の軽重にかかわらず、当該の児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めた場合は、警察と緊密に連携しつつ、その捜査・調査活動に協力すること
- ・必要に応じ、警察に対して、加害児童生徒への注意・説諭、学校が加害児童生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の協力を求めること

地域・マスコミへの対応 一窓口は一本化、憶測・推測は禁物

危機管理の原則

- ①学校は説明責任を果たす立場から、誠実に事実の公開を行う
- ②窓口は一本化し、原則管理職や市教委が対応する
- ③被害の子どもや保護者及びいじめにかかわっている子どものプライバシーの保護を前提とする
- ④学校は子どもや保護者へ直接取材や報道について配慮を要請する

質問への諸注意

※質問の予測

- ①現在何が起こっているか？
(いつ、どこで、何を、どのように)
- ②どのくらい（期間）続いているのか？
- ③いつから知っていたか？
- ④学校は事態を知って今まで何をしたのか？

※質問に対する返答の注意

- ①質問をよく聞く
- ②感情的になってはならない
- ③視聴者は誰なのか
- ④返答にはあまり多くの情報を盛り込まない
- ⑤肝心な情報を省かない

※伝えるべきこと

- ①対策委員会を設置し、問題に取り組んでいる
- ②問題の重要性を理解している
- ③問題の解決に責任をもって臨む
- ④詳しい情報が分かり次第公表する

地域社会への対応

○保護者への情報提供

→問題を学校のみで解決することに固執せず
に、日頃から情報提供をする

○PTA等との連携協力

→学校と保護者や地域の代表者との情報や意
見交換を行う場の設定をする

○懇談会の持ち方

→開催する時間や場所を見直し、多くの保護
者が参加できるように工夫する休日や学校
外での開催も視野にいれ、検討する

マスコミへの対応

【危機発生時における対応】

- ①マスコミから取材依頼があれば、直接面談して応じる
(電話取材には原則応じない)
- ②報道機関に提供できる情報とできない情報を明確に区別して話をする
(嘘やごまかしは不信と批判を増幅させる)
- ③早い対応を心がける
(遅い対応は、疑惑を抱かせることになる)
- ④誤解はその場で解決に努める
(報道された情報は、独り歩きする)
- ⑤問題を常識的な判断で見る
(学校の常識は社会の非常識にあたる場合がある)
- ⑥記者の視点は、社会的責任や道義的な責任へのコメントである
(法律的な見地によるコメントは避ける)
- ⑦ダメ押し広報を忘れない
(誤解を防止することができる)
- ⑧緊急記者会見のタイミングを逃さないようにする
(状況など左右されることがある)
- ⑨コメント等は印刷物にして渡す
(活字情報は客観的で正確な情報を伝えるツールである)

【関係相談機関】

○ 『和泉市教育研究所 教育相談室』

0725-58-7163

*電話相談 午前9時00分～午後5時00分 月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）

○ 『和泉市教育委員会 指導室』

0725-99-8159

○ 『すこやか教育相談24』

0570-078310

*24時間対応の電話相談窓口です。（P H S、I P電話からはかかりません。）

○ 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン（子どもからの相談）

06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン（保護者からの相談）

06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン（教職員からの相談）

06-6607-7363 Eメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

*電話相談 午前9時30分～午後5時30分 月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）

*Eメール相談 24時間受付（回答は後日）

*FAX相談 06-6607-9826

○ 被害者救済システム『子ども家庭相談室』

06-4394-8754

*大阪府教育委員会が運用する民間相談機関による相談窓口です。

*午前10時～午後8時 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）



コダイくん



いじめ対応パンフレット

平成25年3月発行

《発行》 和泉市教育委員会

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725-99-8159

FAX：0725-43-5220



ロマンちゃん

表紙のイラストは和泉市生徒作品です。